国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策について

国土交通省大臣官房地方課 公共工事契約指導室
企画調整係長　黒田（くろだ）　洋介（ようすけ）

1 はじめに

建設業における雇用，健康，厚生年金保険（以下「社会保険等」という）の未加入対策については，従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところです。

今般，直轄の発注者としても，社会保険等に加入し，法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて，公平で健全な競争環境を構築する観点から，建設業所管部局と連携して建設業者の社会保険等未加入対策を行うこととしました。

本稿では，当該施策の背景と，国土交通省直轄工事における取り組みの詳細について紹介します。

2 背　景

建設産業においては，下請企業を中心に，社会保険等について，法定福利費を適正に負担しない企業が存在し，技能労働者の処遇を低下させ，若年入職者減少の一因となっているほか，関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

このため，行政・元請企業・下請企業が一体となって，社会保険への加入を徹底することにより，建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに，事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために，中央建設業審議会および社会資本整備審議会産業分科会建設部会の下に設置された「基本問題小委員会」などにおいて具体的な取り組み方策が検討されてきました。

平成24年１月にとりまとめた「基本問題小委員会」の中間とりまとめにおいては，平成29年度をめどに，事業者単位では許可業者の加入率100％，労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すために，行政・元請企業による加入指導，法定福利費確保に向けた取り組み等の総合的対策を推進することが提言されました。

その後平成26年１月にとりまとめられた同委員会の提言においては，これまで実施してきた総合的対策に加えて，

・現時点で把握できている社会保険等加入状況を踏まえると，目標の実現に万全を期するためには，これらの対策に加えて，さらに取り組みを加速する必要があること
・東日本大震災からの復旧・復興工事等により，建設投資額が回復局面にあるという現状を踏まえて，今こそ行政，建設業界一体となって社会保険等への加入徹底を加速すべきであること
・公共事業は国民負担により行われており，公共

工事設計労務単価の改定等による必要な法定福利費相当額の予定価格への反映についても，国民負担により行われていること

等の点を踏まえ，公共工事の施工に社会保険等未加入業者が関与していた場合には厳正かつ適切な指導監督の強化を図るとともに，公共工事において，元請業者や，元請業者と直接契約関係にある一次下請業者からは社会保険等未加入業者を排除する等の措置を講じることを検討すべきとされました。

その後，建設産業活性化会議において髙木国土交通副大臣からの指示があったことを踏まえて，国土交通省発注工事における具体的な対策の検討を進めてきたところです。

3 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の概要

この取り組みは，平成26年８月１日以降と平成27年度以降において段階的に行います。

まず，平成26年８月１日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において，社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化することに加えて，元請業者および下請代金の総額が3,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は4,500万円以上）の工事における一次下請業者につき，社会保険等加入業者に限定するものとしました。

次に，平成27年度以降は競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定するものとしました。

これらの取り組みについては，平成26年５月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出しました。合わせて，同日付けで地方公共団体に対して，当該通知を参考送付し，同様の取り組みの検討を促したところです。以下，この取り組み[1)]について概要を紹介します（図―１）。

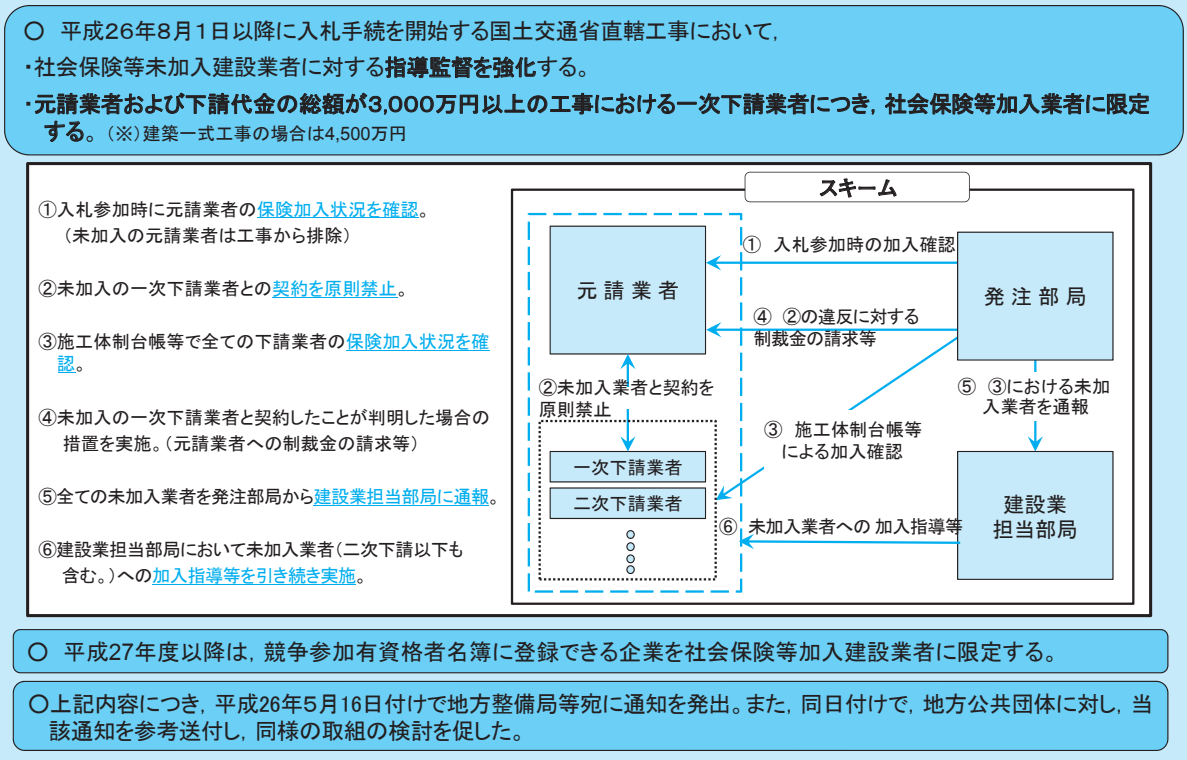

図―１　国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

(1) 契約の相手方（元請業者）からの社会保険等未加入建設業者の排除

1）平成26年８月１日以降に入札手続を開始する工事（平成27年度以降に契約を締結するものを除く）について

上記工事については入札参加時に元請業者の保険加入状況を確認することになります（図―**2**）。

確認の手段としては，入札の参加希望業者から，経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出してもらい，その中の「保険加入の有無」欄を確認することなどがあります。

この確認の結果[2]，健康保険，厚生年金保険お

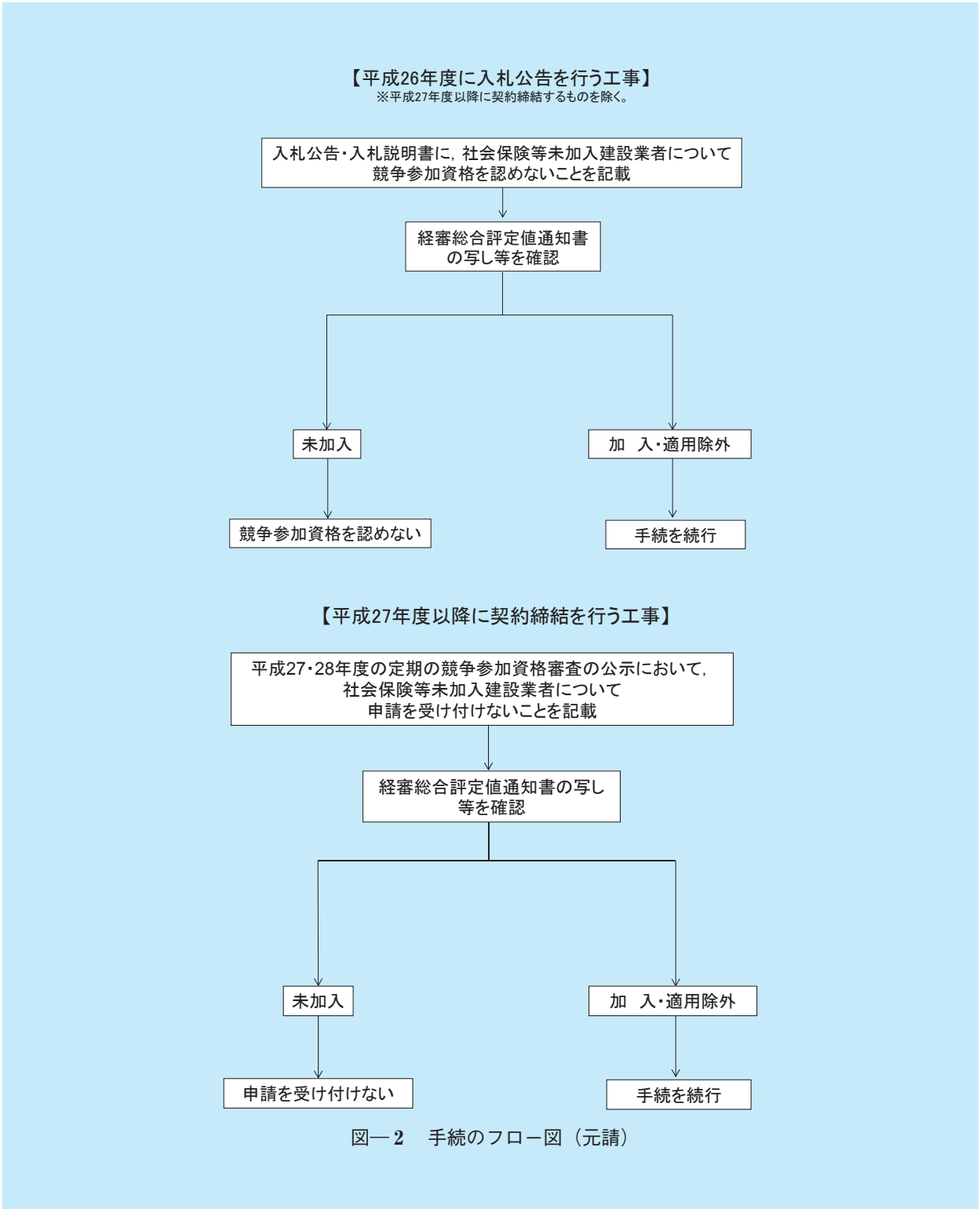

図―**2**　手続のフロー図（元請）

よび雇用保険に関する届出の義務を履行していない建設業者（つまり，社会保険等に加入していない元請業者）については，当該工事の競争参加資格を認めず，国と直接の契約の相手方になれないことから，当該工事の入札から排除されることになります。

排除対象となる業者は，建設業法上の許可を得た建設業者を指します。ただし，個人事業主・一人親方等の社会保険等の適用除外となる建設業者は，そもそも社会保険等の加入義務がないことから，排除の対象にはなりませんのでご注意ください（適用除外に関する詳細な要件などについては，お近くの年金事務所等にお問い合わせください）。

2）平成27年度以降に契約を締結する工事について

平成27年度以降は，競争参加有資格名簿に登録する際の審査において，社会保険等未加入建設業者の申請を受け付けないことになりました。これにより，上記 1）のように，個別工事の入札時に，元請業者の保険加入状況を確認することが不要になります。

なお，申請してきた企業について，社会保険等に加入しているか否かを確認する手段としては，提出書類の中で，経営事項審査の総合評定値通知書の写しにおける「保険加入の有無」欄を確認することなどを考えています。

⑵　一次下請業者からの社会保険等未加入建設業者の排除

平成26年８月１日以降に入札手続を開始する工事について，発注者と受注者の間で締結する契約上の義務として，受注者は原則として，社会保険等未加入建設業者を直接の下請契約の相手方としてはならない旨を定めることになりました。これによって，元請業者と社会保険等に加入していない一次下請業者との契約が原則禁止になり，当該一次下請業者はその工事から排除されることになります（図―３）。

上記排除を行う対象工事は，工事を施工するた

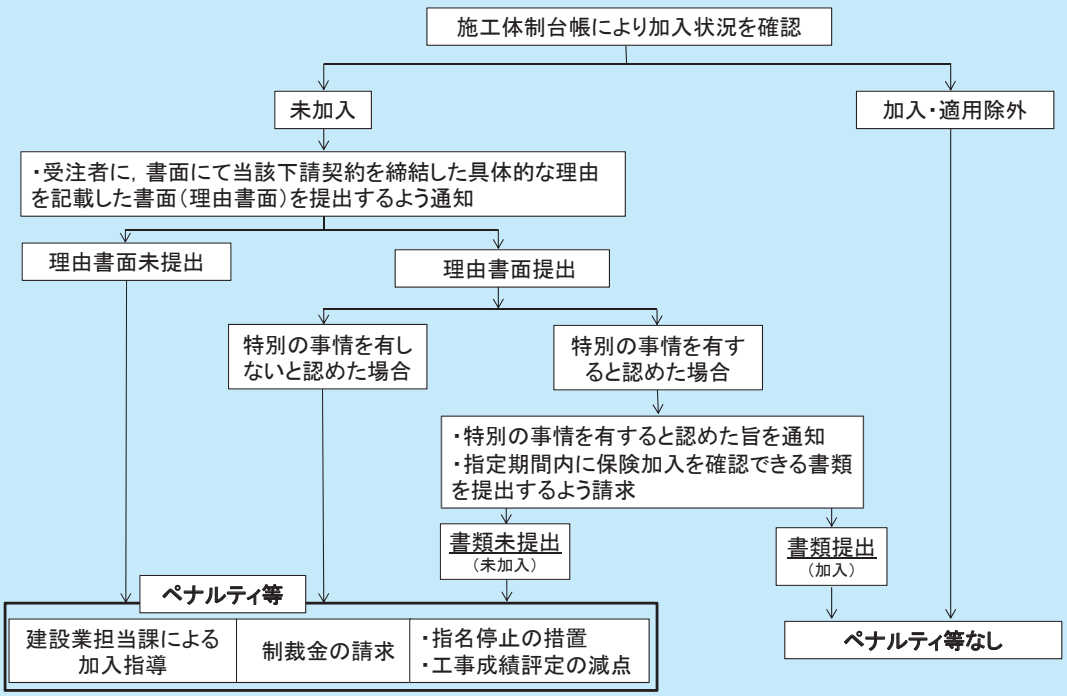

図―３　手続のフロー図（一次下請）（イメージ）

めに締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が２以上あるときは，それらの請負代金の額の総額）が，3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になるものに限ります。これは，後述するように，業者の社会保険等加入状況の確認に当たって，施工体制台帳を用いることから，平成26年６月１日現在の建設業法において，施工体制台帳の作成を求める工事と同範囲に対象を限定したものです。

また，対象工事であればどのような場合でも，元請と保険未加入の一次下請業者との契約が禁止されるというわけではありません。当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等「特別の事情」が存在すると発注者が認めた場合は，発注者が指定する期間内に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として，例外的に認められることがあります。

1）発注部局における対応

社会保険等未加入建設業者に該当するか否かの確認作業は，現場にいる監督職員が，受注者から提出された施工体制台帳および添付書類について，「健康保険等の加入状況」の欄を確認することで行います[3)]。

仮に，この施工体制台帳等の確認の結果，一次下請業者が社会保険等に加入していなかった場合には，監督職員は，当該下請契約の契約書および施工体制台帳の写しを契約担当部署に送付することと合わせて，受注者に対して，当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という）を速やかに提出するよう通知するものとしています。

この理由書面によって，当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の「特別の事情」があるか否かについて，発注者が判断することになります。特別な事情について，具体的には特殊技術等を必要とする工事で，その特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合などを想定しています。

一方，以下の場合は「特別の事情」に該当しないものと考えています。

・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
・発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
・過去に同一箇所の工事を行った際に，下請として施工していた場合

「特別な事情」が認められなかった場合には，契約違反になり，後述するように制裁金請求などのペナルティの対象になることになります。

発注部局は，理由書面に記載された事項の詳細について，必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行います。また，理由書面が提出されなかった場合には，当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えないものとしています。

① 「特別の事情を有しない」と発注者が認めた場合

発注者は，

・当該特別の事情を有しないと認めた旨およびその理由
・制裁金を請求することとなる旨

を受注者に対し通知します。

この制裁金の性質は違約罰であり，その金額は，元請と保険未加入の当該一次下請業者との最終契約額の10％としています（発注者と受注者の間で締結する契約書上も，その旨規定しています）。

また，この場合は指名停止や工事成績評定の減点も検討されることになります。指名停止は，「契約違反」に当たることを理由にしたものであり，２週間から４カ月の期間を考えています。工事成績評定の減点は，指名停止の措置内容に応じて行うことになります。

さらに，工期（受発注者間の契約における工期をいう）内かつ理由書面の提出期限後においても，まだ一次下請業者が社会保険等に加入していない場合には，監督職員は一定の期間を定

めて，受注者に対し，当該社会保険等未加入建設業者が保険に加入したという事実が確認できる書類（以下「確認書類」という）を発注部局に提出するよう改善指示を行うことになります。

② 「特別の事情を有する」と発注者が認めた場合

発注者は，受注者に対し，当該特別の事情を有すると認めた旨を通知することと合わせて，「一定の期間」内に，保険未加入の当該一次下請業者が，当該保険について加入した旨の確認書類を提出するよう請求します。

この「一定の期間」については，原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し，未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から，発注者が設定することとし，いたずらに長期にわたるような期間としないようにするものとしています。

また，当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には，制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知するとともに，指名停止や工事成績評定の減点も検討されることになります。

工期内かつ確認書類の提出期限後においても，まだ一次下請業者が社会保険等に加入していない場合には，監督職員は再度一定の期間を定めて，当該社会保険等未加入建設業者が，確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行うことになります。

2）建設業担当部局における対応

発注部局は，受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後，速やかに，建設業所管部局に，当該社会保険等未加入建設業者に係る事項などを通報するものとしています。なお，その際には施工体制台帳などの写しを添えるものとしています。

建設業担当部局は，発注部局から通報を受けたときは，当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡を行います。その後許可権者は建設業担当部局と必要に応じて連携して，建設業許可申請時（許可の更新時を含む）および経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うことになります。

⑶ 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった際の取り組み

上記⑵の対象工事において，社会保険等未加入建設業者に該当するか否かの確認作業は，施工体制台帳および添付書類に記載された全ての建設業

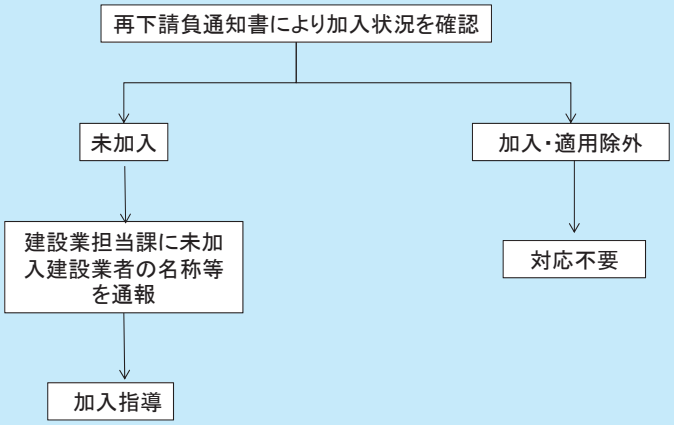

図―4　手続のフロー図（二次下請以下）

者について行うため，二次以下の下請業者も確認対象に含みます（図―4）。

二次以下の下請業者が社会保険等に加入していなかった場合は，監督職員は，当該未加入業者に関する施工体制台帳等の書類を発注部局に送付します。その後速やかに，発注部局から建設業所管部局に対して，当該社会保険等未加入建設業者に係る事項などが通報されます。その後は一次下請の保険未加入業者に対する対応と同様の手続によって，建設業担当部局において当該未加入業者への加入指導などが引き続き実施されることになります。

なお，二次以下の下請業者については，発注者の契約の相手方ではないことから，制裁金の請求や指名停止などの措置は行われません。

工事の受注を希望する企業においては，対象工事の詳細・例外規定について不明点がありましたら，発注者に取り扱いをよく確認していただくようお願いします。また，社会保険等の加入手続詳細などについては，お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

【注】

1) 今回の取り組みは，健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき，加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものです。なお，当然のことながら，個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には，適切に加入させる必要があります。

2) 経営事項審査時点で社会保険等に加入していなかったため，総合評定通知書の記載は「未加入」となっていたが，その後新たに社会保険等に加入した場合には，当該業者から保険料の領収書等を提出していただき，確認することを考えています。

3) 施工体制台帳は建設業法上，一定の建設業者に作成義務が課せられているものであり，記載内容は真正なものと考えています。なお，疑義がある場合には，必要に応じて建設業担当部局に相談することが考えられます。

図―5　ポスター